

第7次保健医療計画の中間見直しについて

医療政策課

中間見直しの延期について

- 医療計画については、医療法の規定により、計画期間中間年において、在宅医療その他必要な事項について調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは見直しをすることとされている。
- 現行の第7次保健医療計画（計画期間：平成30年度～令和5年度）の中間年は令和2年度であり、本年度見直しの検討を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症への対応を優先させるため検討に着手できておらず、厚生労働省も令和3年度以降の見直しを容認しているところ（令和2年5月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長及び看護課長通知（別添））。
- 上述のような新型コロナウイルス感染症をめぐる状況等に鑑み、中間見直しに係る検討について、令和3年度以降に見送ることとしたい。

医政地発 0512 第 1 号
医政看発 0512 第 1 号
令和 2 年 5 月 12 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局看護課長
(公 印 省 略)

第 7 次医療計画の中間見直し時期及び看護職員に係る医療計画上の検討について

第 7 次医療計画の中間見直しについては、「医療計画について」の一部改正について(令和 2 年 4 月 13 日付け医政発 0413 第 1 号厚生労働省医政局長通知)、及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について(令和 2 年 4 月 13 日付け医政地発 0413 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「課長通知」という。)によって、その進め方が示されたところである。

当該見直しの時期については、課長通知において、「今般の新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、別途通知することとする。」とされていたところであるが、見直しの議論を令和 2 年度内に終えることができず、見直し後の医療計画の適用が、令和 4 年度以降となったとしても差し支えないものとする。

また、看護職員については、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条 4 第 2 項第 12 号に規定する「医療従事者(医師を除く。)の確保に関する事項」に基づき、医療計画においてその確保に関する事項を定め、その確保に関する事業に取り組んでいただいているところであるが、第 7 次医療計画の中間見直しの議論にあたり、各都道府県が看護職員の確保に関する事項を見直す場合においては、医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会中間とりまとめ(令和元年 11 月 15 日公表)にてとりまとめられた、都道府県ごとの需給推計及び確保に係る取組を踏まえて、医療計画との整合に留意することとされたい。